

令和4年度富山県の 消費者行政の取組み

1 相談体制の充実・強化

(1) 県消費生活センター機能強化

- ① 消費生活センターにおいて消費生活相談及び消費者金融相談を受付
・火曜日の相談受付時間を延長（～19時まで、事前予約制 富山）
- ② 苦情処理専門員（弁護士）委嘱
- ③ 消費生活アドバイス事業に係る補助（土日の消費生活アドバイス事業）
- ④ 商品テストの実施
- ⑤ ZOOMによるオンライン相談の実施

1 相談体制の充実・強化

(2) 市町村における消費生活相談体制の充実のための支援

- ① 相談員・担当職員の研修等
 - ・相談員の養成・レベルアップのための研修等の実施（H21～）
- ② 市町村消費生活相談窓口支援研修会の開催（H30～）
- ③ 相談対応マニュアルの作成・配布（H30改訂、R1～活用）
- ④ 市町村窓口等の周知・啓発用デザイン素材の作成・提供（H26～）
- 拡⑤ 弁護士会との新成人向け消費者トラブル事例検討会の実施

2 富山県消費者教育推進計画に基づく消費者教育の推進

(1) 高齢者等に対する消費者教育推進事業

- ① 高齢者・障害者のための消費生活見守りハンドブックの作成（R4(一部改訂予定)）
- ② 富山県民だまされんちゃ官民合同会議メンバー等による普及啓発（H27～）
- ③ 高齢者を対象とした消費生活出前講座（②6回149名 ③4回79名）

2 富山県消費者教育推進計画に基づく消費者教育の推進

(2) 若年層への消費者教育の強化

- ① 弁護士による高校生等を対象とした消費生活講座（②29回2,942名 ③32回4,000名）
- ② 大学生等を対象とした消費生活講座（②3回352名 ③12回1,416名）
- ③ 中学生を対象とした消費生活講座（②2回90名 ③1回65名）
- ④ 夏休み子ども生活・科学教室（②冬休みに開催1回10名 ③新型コロナウィルス感染症の影響により中止）
- ⑤ 大学生による中高生のための消費者教育モデル事業
- ⑥ 大学生向け消費者講座用テキスト作成（R1作成）

2 富山県消費者教育推進計画に基づく消費者教育の推進

(2) 若年層への消費者教育の強化

- ⑦ 高校生向け消費生活ハンドブック（R3一部改訂）
 - ⑧ 中学生のための消費生活ハンドブックの作成（H29作成）
 - ⑨ 成年年齢引下げに伴う高校生の保護者向け啓発チラシの作成（R2、R3作成）
- 拡⑩ 弁護士会との新成人向け消費者トラブル事例検討会の実施＜再掲＞
- 新⑪ 成年年齢引下げに伴う高校の生活指導教員向け研修会（県警に同行）
- 新⑫ 新成人向け消費者トラブル啓発事例集・パンフレットの配布

2 富山県消費者教育推進計画に基づく消費者教育の推進

(3) 消費者教育の人材（担い手）の育成

- ・富山県くらしのアドバイザーの設置（富山県消費者協会へ委託）
県民からの消費生活に関する相談（くらしの相談会②30回651名 ③51回1,173名）
意見などを把握し消費者行政に反映させるとともに、消費生活知識の普及を行う
ため、15市町村に66名配置

2 富山県消費者教育推進計画に基づく消費者教育の推進

(4) 環境や人、社会に配慮した消費行動の推進

- 拡・企業参画型エシカル消費PR支援等事業（富山県消費者協会へ委託）

エシカル消費を県民に浸透させるため、消費者大会でエシカルファッショ
ンについての講演及びエシカルセッションを行うとともに、R3にアルビス
でモデル的に実施した「とやまエシカルフェア」の取組みを県内スーパー
やコンビニ等の小売事業者に拡大して実施することを支援するなど、一層
の普及啓発を図る。

- ・啓発用のぼり、チラシ、パンフレット等の設置等

2 富山県消費者教育推進計画に基づく消費者教育の推進

(5) その他の消費者教育推進事業（普及・啓発）

- ① 富山県消費者月間（10月）における啓発
 - ・富山県消費者大会の開催
- ② 消費生活講座の開催
 - ・消費生活出前講座（②4回94名 ③6回294名）
- ③ 消費者啓発資料の作成、各種情報提供
 - ・消費生活情報誌「くらしの情報とやま」8,700部の発行(隔月)
 - ・各種啓発リーフレットの発行、テレビ・新聞・県ホームページ・Twitter等を通じた情報提供
- ④ 金融広報活動事業
 - ・金融経済情報の提供、生活設計の勧め及び金銭教育の普及

2 富山県消費者教育推進計画に基づく消費者教育の推進

(6) くらしの安心ネットとやま (H18.9.29設立)

・関係機関・団体が相互に消費者問題に関する情報を共有し、連携することによって、広域化、複雑化、多様化する消費者問題について、被害の未然防止、早期救済を図り、もって安全・安心な消費生活の実現を目指すことを目的に設立

R1.6.27 消費者安全法第11条の3による消費者安全確保地域協議会に位置づけ

・構成団体は、現在、53団体・機関（事務局含む）
(福祉関係団体12、消費者団体等10、協力機関8、市町村15、国・県の機関8)

・平成19年度から、ネット内に消費生活推進リーダーを設置し、悪質商法撃退教室の講師など、広報・啓発活動を実施

・地域での見守りや啓発活動を支援するため、見守り活動等を行う団体・グループ等に対し、消費生活に関する情報の配信や出前講座を実施（H26～）

3 多重債務者対策

- (1) 多重債務者対策協議会の開催 (H19～H30、R1～休止：情報共有継続中)
- (2) 相談窓口の周知
- (3) 専門的な相談窓口（弁護士会、司法書士会、法テラス富山等）への誘導
- (4) 実務担当者研修会の開催

参加者：県及び市町村の各種窓口担当者（福祉、税金、自殺対策等）

4 生活関連物資等の価格動向の情報収集等

・ 生活関連物資価格調査 (H22.5月～)

- 毎月1回、食料品及び日用品の価格をスーパーマーケット20店舗で調査し、品目ごとの平均値をホームページで公表
- 調査品目は、20品目（H24までは11品目）

5 事業者指導

(1) 「特定商取引法」及び「富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」に基づく事業者への指導等

（令和3年度の状況）

- ・ 北陸三県悪質事業者対策会議の開催（担当者会議の書面開催2回）
広域的に悪質な取引行為等を行う事業者に対して、北陸三県による情報共有・連携を強化するため開催

(2) 「不当景品類及び不当表示防止法」に基づく事業者への指導等

- ・ 広告の一斉監視の実施
年末年始 チラシ広告収集